

消防予第 78 号
平成 4 年 4 月 9 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

厨房設備に附属する円形排気ダクト板厚に係る火災予防条例準則の運用について(通知)

標記については、「火災予防条例準則の一部改正について」(平成 3 年 9 月 30 日付け消防予第 198 号消防庁次長通知)により火災予防条例準則を改正し、厨房設備の位置、構造及び管理についての規定を設けたところである。

改正後の火災予防条例準則第 3 条の 4 第 1 項第 2 号イの「耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料」について下記のとおり運用することとしたので、貴管下市町村にも示達のうえよろしくご指導願いたい。

記

1 火災予防条例準則第 3 条の 4 第 1 項第 2 号イの「耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料」については、「改正火災予防条例準則の運用について」(平成 3 年 10 月 8 日付け消防予第 206 号消防庁予防課長通知、以下「通知」という。)の 5(1)によるほか、円形ダクトの板厚については次によることとする。

(1) 当該厨房設備の入力(同一厨房室内に複数の厨房設備を設ける場合には、各厨房設備の入力の合計)が 1 万 8 千キロカロリー毎時を超える厨房設備に附属する排気ダクトにあつては表 1 のとおりとする。

(2) 当該厨房設備の入力(同一厨房室内に複数の厨房設備を設ける場合には、各厨房設備の入力の合計)が 1 万 8 千キロカロリー毎時以下の厨房設備に附属する排気ダクトにあつては表 2 のとおりとする。

表 1 (18,000kcal/H を超える厨房設備に附属する排気ダクト板厚)

円形ダクトの直径(mm)	板厚(mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
300 以下	0.5 以上	0.6 以上
300 超 750 以下	0.5 以上	0.6 以上
750 超 1000 以下	0.6 以上	0.8 以上

1000 超 1250 以下	0.8 以上	1.0 以上
1250 超	0.8 以上	1.2 以上

表 2 (18,000kcal/H 以下の厨房設備に附属する排気ダクト板厚)

円形ダクトの直径(mm)	板厚(mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
300 以下	0.5 以上	0.5 以上
300 超 750 以下	0.5 以上	0.6 以上
750 超 1000 以下	0.6 以上	0.8 以上
1000 超 1250 以下	0.8 以上	1.0 以上
1250 超	0.8 以上	1.2 以上